

## はじめに

横浜市は、開港 150 周年を経て、「国際都市・横浜」としてより一層の発展が期待される中、大型国際コンベンションの誘致や外国人観光客の受け入れなど、公共サインの果たす役割はますます重要になっています。

公共サインにかかわる国の動きとしては、平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。それを受けて、平成 19 年 7 月に「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編）」等が策定されています。

横浜市における公共サインの本格的整備は、平成 6 年度に実施された区の魅力づくり実施計画策定調査（公共サイン計画に関するガイドライン検討調査）に始まります。この調査結果を受けて、平成 8 年 3 月に横浜市公共サインガイドライン（以下、ガイドライン）が策定されました。

平成 13 年～ 14 年にかけては、交通バリアフリー法の施行と 2002 年ワールドカップサッカー大会推進会議における取り組みの一環として公共サイン整備のあり方についての方針が見直され、平成 15 年 7 月にガイドラインは最初の改訂を行いました。

その後、平成 22 年 10 月の羽田空港国際化、同年 11 月の APEC 横浜開催を契機に国際都市戦略の一環として公共サインの多言語化に取り組むこととなりました。また、各区では、主要駅でバリアフリー基本構想が展開されるなど、人々の移動の円滑化を促進する整備が着々と進んでいます。今回の改訂は、市域全体のこのような動きを受けて見直しを行い、内容に反映させています。

本ガイドラインに基づき、統一されてわかりやすい歩行者系サイン整備が行われることで、市民や来訪者の往来が円滑になり、活気あふれる都市づくりにつながることが期待されます。

# 目次

はじめに	
目次	2
公共サインとは	4
ガイドラインの適用範囲	5
1 共通基準	9
使用書体	10
文字の大きさ	12
ピクトグラム	14
色彩	16
日本語の表記	18
外国語の表記	20
維持・管理	23
2 誘導サイン基準	25
表示する情報内容	26
表示面と器具のデザイン	27
表示面の向きと掲出高さ	28
配置位置と配置間隔	29
3 案内サイン基準	31
地図の範囲・縮尺・向き	32
情報掲載基準	34
表示面と器具のデザイン	38
表示面の向きと掲出高さ	39
配置位置と配置間隔	40

4	参考設計	41
	参考設計	42
	参考設計図	44
	参考設計 誘導表示 1 (2 言語表記)	48
	参考設計 誘導表示 2 (4 言語表記)	50
	参考設計 案内表示	52
5	参考事例	55
	関内・山手・みなとみらい 21 地区サイン	56
	新横浜周辺地区サイン	62
	案内地図事例	66
	三ツ境駅周辺地区サイン	72
	戸塚駅西口地区サイン	74
6	付録	77
	JIS 案内用図記号	78
	標準的な凡例	86
	4 言語表記一覧	87
	地区別 4 言語表記一覧	91
	参考文献	96

## 公共サインとは

不特定多数が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称です。公的機関\*が設置主体となり、公共空間に設置するものをいいます。

※公的機関

国、都道府県、市区町村、公共交通事業者、公共施設管理者等

# ガイドラインの適用範囲

## ガイドラインの適用範囲

- ・歩行者を対象とした案内、誘導サイン
- ・駅前等の拠点、道路、公園、緑地に設置・管理されるもの

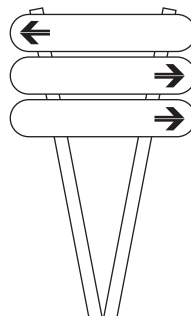
本ガイドラインは、交通旅客施設、道路施設、公園施設として設置・管理される案内・誘導サインを適用範囲とします。

ただし、道路標識令のような法令等に定めがある場合や、駅施設内サインのように、一つのまとまりとして独自のサインシステムを用いた方が効果的と思われる一部の案内・誘導サインについて適用範囲から除外します。

## 適用の除外

- ・公共交通事業者が、旅客施設内に設置するサイン
- ・道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識
- ・公園管理者が公園内のみの案内、誘導を目的に設置するサイン
- ・公共施設等の管理者が施設内のみの案内、誘導を目的に設置するサイン
- ・地区の中で、一定のルートを顕在化するために、ルート上に設置する案内、誘導サイン

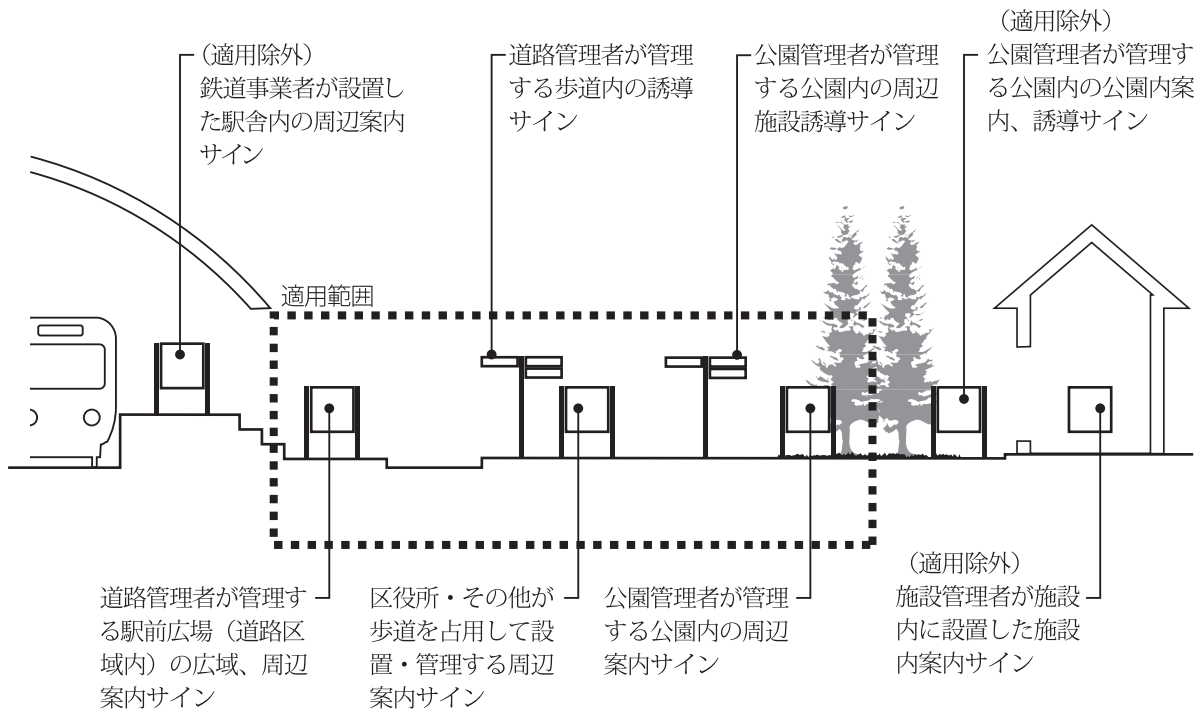
ただし、ルートサインにおいても歩行者誘導の役割が大きいため、本ガイドラインを参考としながらサイン計画を立てるものとします。



適用除外例 道路標識 114B



適用除外例 「開港の道」ルートサイン



## サインの種類

### 案内サイン

地図等により、ある範囲の全体（施設等の位置関係）を案内するためのサイン。（ex. 広域サイン、地区サイン、周辺サイン）



### 誘導サイン

矢印等により、施設等の方向やルートを指示するためのサイン。



### 位置サイン

名称やピクトグラムにより施設等の位置を告知するためのサイン。（ex. 記名板）



### 説明サイン

施設等の内容を説明するサイン。



### 規制サイン

歩行者等の行動を規制するサイン。（ex. 注意利用サイン）



### 広報サイン

主に催しや生活情報の告知に用いるサイン。（ex. 掲示板）



